

令和4年5月24日

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示書類)

東京都港区芝五丁目13番18号
いちご三田ビル3階
BRUNO株式会社
代表取締役 森 正人

BRUNO株式会社(以下「当社」といいます。)と株式会社HAPINS(以下「吸収合併消滅会社」といいます。)は、当社と吸収合併消滅会社との間で令和4年5月23日付けで締結された合併契約書に基づき、同年6月30日を効力発生日として吸収合併(以下「本件合併」といいます。)を行うことを決定いたしました。

本件合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第1号)

当社は、本件合併の効力発生日において吸収合併消滅会社の発行済株式の全てを所有していることから、本件合併に際して株式その他の金銭等の交付及び割当ては行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項(会社法施行規則第191条第2号)

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項(会社法施行規則第191条第3号)

(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担

その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容

吸収合併消滅会社は、令和4年4月23日に株式会社ワンダーコーポレーション（茨城県つくば市小野崎 294 番地 1 所在。以下「ワンダーコーポレーション」といいます。）と締結した吸収分割契約に基づき、同年6月1日を効力発生日として、同社を吸収分割承継会社、吸収合併消滅会社を吸収分割会社とし、吸収合併消滅会社の店舗開発統括部、経理財務部及び管理部に係る事業（ただし、家電製品及びこれに関連する事業に関する部分を除く。）を承継させる吸収分割を行います。

吸収合併消滅会社は、令和4年4月23日に株式会社ジーンズメイト（東京都中野区中央五丁目8番1号朝日生命新中野ビル1階所在）と締結した吸収分割契約に基づき、同年6月1日を効力発生日として、同社を吸収分割承継会社、吸収合併消滅会社を吸収分割会社とし、吸収合併消滅会社の営業部及び商品部に係る事業（ただし、家電製品及びこれに関連する事業に関する部分を除く。）を承継させる吸収分割を行います。

5. 当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容（会社法施行規則第191条第5号イ）

当社は、令和4年5月23日、ワンダーコーポレーションとの間で、ワンダーコーポレーションが保有する吸収合併消滅会社の発行済株式全部を当社が取得する旨の同日付け株式譲渡契約を締結しました。

6. 吸収合併の効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

当社及び吸収合併消滅会社の最終事業年度末日現在における資産の額、負債の額及び純資産の額は、それぞれ下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当社 (令和3年6月30日現在)	7,571 百万円	3,090 百万円	4,481 百万円
吸収合併消滅会社 (令和3年3月31日現在)	4,810 百万円	4,382 百万円	428 百万円

当社において、本件合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、吸収合併消滅会社における上記4.(2)記載の各吸収分割を踏まえても、効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに、当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、本件合併の効力発生日以後における当社の負担する債務については、履行の見込みがあると判断しております。

7. 本書面備置開始日後本件合併が効力を生ずる日までの間に上記各事項について生じた変更の内容（会社法施行規則第191条第7号）

本事前開示開始日以降、上記各事項に変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以 上

別紙 1 吸収合併契約の内容

吸収合併契約書

BRUNO株式会社（以下「甲」という。）と株式会社HAP i NS（以下「乙」という。）とは、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本吸収合併の効力発生日（第5条において定義される。以下同じ。）において、乙の全ての資産及び負債は甲に移転し、乙は清算手続を経ることなく解散する。

（当事会社の商号及び住所）

第2条 本吸収合併を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（存続会社）： BRUNO株式会社
東京都港区芝五丁目13番18号いちご三田ビル3階
乙（消滅会社）： 株式会社HAP i NS
東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

（合併対価）

第3条 甲は、本吸収合併に際して、乙の株主に対し、その有する乙の株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）を交付しない。

（甲の資本金及び準備金）

第4条 甲は、本吸収合併により資本金及び準備金の額を増加しない。

（効力発生日）

第5条 本吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年6月30日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙が協議してこれを変更することができる。

（合併条件の変更及び本契約の解除）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときその他本吸収合併の実行に重大な支障となる事態又は著しく困難にする事態が生じたときは、甲乙が協議して、合意により本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第7条 本契約に定める事項のほか、本吸収合併に際し必要な事項は、甲乙が協議して定める。

(以下、本頁余白)

本契約締結の証として、本契約の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2022年5月23日

甲： 東京都港区芝五丁目13番18号
いちご三田ビル3階
BRUNO株式会社
代表取締役 森 正人

乙： 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
株式会社HAP i N S
代表取締役 塩塚 哲也

別紙 2 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

(自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済活動の抑制により、景気は急速に悪化し極めて厳しい状況となりました。小売業界におきましては、外出やイベントの開催自粛・参加人数制限の要請等により消費者マインドは引き続き低下傾向にあり、経営環境は厳しい状況が続いております。また、ライフスタイルの変化に伴い、オンラインショップ（非接触型での買い物）の利用拡大をはじめ、消費者の購買行動はめまぐるしい変化が続いております。

当社におきましても、政府、各自治体による外出自粛要請や緊急事態宣言の発令により、全国に展開しております店舗が、長期の臨時休業ならびに営業時間の短縮を余儀なくされ、店舗への来客数が激減いたしました。

このような経営環境のもと当社は、前期より実施している構造改革である「取り扱いアイテムの縮小」をブラッシュアップし、「お家の中の癒し、くつろぎライフスタイル」をテーマに掲げ、コロナ禍における『巣ごもり需要』にマッチしたMDの強化を推進いたしました。加えて、オリジナルキャラクターの Fuku Fuku Nyanko のマーケティング施策を引き続き強化をいたしました。SNS 媒体を中心に Fuku Fuku Nyanko 専用のホームページや Twitter、Instagram のアカウントを作成し、認知度向上やファン層拡大を図るとともに、Instagram のライブ配信や雑誌への広告掲載、WEB 広告などへの投資も積極的に行い、さらなる認知度向上に努めてまいりました。また、非対面事業強化として EC 事業の人員増強、自社オンラインショップサイトのリニューアルやオンラインショップ限定商品の販売なども実施いたしました。売上高は前期と比べ減少いたしました。

利益面では「取り扱いアイテムの縮小」と同時に推し進めてきた構造改革である「PB 商品の拡充」や「セール期における売価変更の抑制」が功を奏し粗利益率が前期と比べ 4.5% 改善いたしました。また、新型コロナウイルス感染症予防策の一環で、テレワークや WEB 会議を推進したことにより、コストダウンを実現したことで前期を上回る営業利益を確保いたしました。

当期の出退店の状況は、「HAPiNS」ブランドで直営店 3 店舗が出店し、直営店 20 店舗、FC で 3 店舗が閉店いたしました。「PASSPORT」ブランドでは直営店が 4 店舗、FC で 1 店舗が閉店いたしました。「bao-bab.fleur」ブランドでは 1 店舗が閉店いたしました。更に、直営店 2 店舗の改装を実施しております。その結果、当期末の店舗数（短期契約を含む）は、直営店が 129 店舗、FC 店舗が 6 店舗の計 135 店舗となっております。

これらの結果、当期の売上高は 6,834 百万円と前期と比べ 1,490 百万円（17.9%）の減収、営業利益は 339 百万円と前期と比べ 326 百万円（前期は 12 百万円）の増益、経常利益は 299 百万円と前期と比べ 325 百万円（前期は経常損失 25 百万円）の増益、当期純利益は 42 百万円と前期と比べ 384 百万円（前期は当期純損失 341 百万円）の増益となりました。

(2) 部門別売上高

部 門	当 期 (第 53 期)		前 期 (第 52 期)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
リビンググッズ	230	3.4	324	3.9
ダイニンググッズ	691	10.1	784	9.4
ライフファブリックス	3,871	56.6	4,598	55.2
バラエティグッズ	1,950	28.5	2,474	29.7
直営店小売計	6,743	98.7	8,181	98.3
フランチャイズ等卸売他	91	1.3	142	1.7
合計	6,834	100.0	8,324	100.0

(注) 各部門に含まれる主な品種は以下のようになっております。

- ①リビンググッズ……………テーブル、座イス、フレーム、時計、収納、スツール等
- ②ダイニンググッズ……………マグカップ、ボトル、カトラリー、和洋食器、はし、弁当箱、エプロン等
- ③ライフファブリックス……………マット、クッション、カバーリング、パジャマ、ルームウェア
タオル、寝具類等
- ④バラエティグッズ……………ぬいぐるみ、ステーションナリー、携帯アクセサリー等
- ⑤フランチャイズ等卸売他…フランチャイズ店等へ商品及び用度品の卸売りとロイヤリティ等

(3) 設備投資等の状況

当期における新規開設店舗（直営店3店舗）は次のとおりであります。

地 区 別	店舗数	直 営 店	フランチャイズ店
関東	2	昭島モリタウン店 越谷イオンレイクタウン mori 店	
中国・四国	1	イオンモール広島府中店	

(注) これらの店舗の新設、既存店の改装等に伴う当期総投資額は86百万円であります。

なお、当期中に閉鎖した店舗（直営店 25 店舗、フランチャイズ店 4 店舗）は次のとおりであります。

地区別	店舗数	直 営 店	フランチャイズ店
北海道・東北	1	イトーヨーカドー弘前店	
関東	12	ポンテポルタ千住店 マチノマ大森店 渋谷マークシティ店 光が丘 IMA 店 ザ・モールみずほ 16 店 新百合ヶ丘エルミロード店 小田原ダイナシティ店 水戸エクセル店 イオンタウン水戸南店	WonderG00 日立田尻店 WonderG00 本庄店 WonderG00 富岡店
中部・東海	3	イオン焼津店 アピタタウン金沢ベイ店 金沢フォーラス店	
近畿	3	ピエリ守山店 イオン東大阪店 アクタ西宮店	
中国・四国	7	福山天満屋店 フジグラン広島店 広島アルパーク店 ゆめタウン東広島店 マリタイムプラザ高松店 イオンモール綾川店 イオンモール徳島店	
九州	3	モラージュ佐賀店 イオン延岡店	大分佐伯トキハ店

（注） 上記店舗数には短期契約である催事店舗を含んでおります。

（4）資金調達の状況

当期は、金融機関より長期借入金 550 百万円の調達を行いました。

（5）対処すべき課題

コロナ禍における商品需要や消費マインドの変化に対応し、「HAPiNS（ハピNZ）」ブランドをさらに高めていく必要があると考え、商品・サービスの向上に取り組んでまいります。時流にマッチした MD の強化を推進するとともに、オリジナルキャラクターの Fuku Fuku Nyanko のマーケティング施策を引き続き強化することで、HAPiNS ブランドの認知度向上を図り、今後の成長性の確保に努め、収益力の強化に取り組んでまいります。今後の成長性を確保するために

も、商業施設に無くてはならない存在の専門店になる必要があり、以下の内容を対処すべき課題としてとらえ、その対応に取り組んでまいります。

①お客様への寄り添い接客の追求

HAPiNS ブランドの確立に向けて、商品だけでなく、サービス面でも差別化を図るために、全スタッフの意識改革に取り組んでおります。ブロック長研修、店長研修も継続実施し、お客様に寄り添った接客の実現に向けてスキルアップに取り組んでおります。

②粗利益の改善

コスト構造の改革に引き続き取り組んでまいります。「抜本的な仕入原価の見直し」、「国内外新規取引先の開拓」、「新カテゴリーの導入」や売価変更を必要としない商品企画・管理を引き続き実施することでさらなる粗利益の改善を進め、利益体質の強化に努めてまいります。

③販売費及び一般管理費の削減

コスト構造の改善として、販売費及び一般管理費の見直しを行い、利益体質の強化に努めてまいります。

i) 物流関連コストの削減

配送費や倉庫内作業費などの物流関連コストの削減に取り組んでまいります。

ii) 店舗家賃の削減

店舗家賃の条件の見直し、条件交渉などを実施することで、店舗家賃の削減に取り組んでまいります。

iii) 人件費の削減

組織や人員配置の適正な見直しを実施することで、人件費の削減に取り組んでまいります。

④グループシナジーの強化

雑貨専門店として培ってきた数多くのカテゴリー・製作ノウハウ・仕入先を生かし、RIZAPグループ各社全体への商品卸しの事業拡大に取り組んでまいります。

(継続企業の前提に関する重要事象等を改善・解消するための対応策)

該当事項はありません。

当社は、当期においては、営業利益、経常利益、当期純利益を計上することができましたが、前期まで2期連続して当期純損失を計上し、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を改善・解消すべく、前期より実施している構造改革である「取り扱いアイテムの縮小」をブラッシュアップし、「お家の中の癒し、くつろぎライフスタイル」をテーマに掲げ、コロナ禍における『巣ごもり需要』にマッチしたMDの強化を推進いたしました。加えて、オリジナルキャラクターの Fuku Fuku Nyanko のマーケティング施策を引き続き強化をいたしました。SNS 媒体を中心に Fuku Fuku Nyanko 専用のホームページや Twitter、インスタグラムのアカウントを作成し、認知度向上やファン層拡大を図るとともに、インスタグラムのライブ配信や雑誌への広告掲載、WEB 広告などへの投資も積極的に行い、さらなる認知度向上に努めてまいりました。また、非対面事業強化として EC 事業の人員増強、自社オンラインショップサイトの

リニューアルやオンラインショップ限定商品の販売なども実施いたしました。

利益面では「取り扱いアイテムの縮小」と同時に推し進めてきた構造改革である「PB商品の拡充」や「セール期における売価変更の抑制」など粗利益率が改善しております。また、新型コロナウイルス感染症予防策の一環で、テレワークやWEB会議を推進したことにより、コストダウンを実現したことで前期を上回る営業利益を確保いたしました。

資金面に関しましては、当期においては、550百万円の長期借入金による資金調達など金融機関からの継続的な支援協力を得ており、今後とも資金調達や資金繰りの安定化に努めてまいります。

上記施策により計画上、継続企業的前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消できると考えており、継続企業的前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 50 期 (2018年3月期)	第 51 期 (2019年3月期)	第 52 期 (2020年3月期)	第 53 期(当期) (2021年3月期)
売上高	(百万円)	8,778	9,706	8,324	6,834
経常利益または 経常損失(△)	(百万円)	127	64	△25	299
当期純利益または 当期純損失(△)	(百万円)	29	△57	△341	42
1株当たり当期純 利益または 1株当たり当期純 損失(△)	(円)	1.99	△3.89	△23.14	2.86
総資産	(百万円)	5,382	5,905	4,621	4,810
純資産	(百万円)	785	728	385	428

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

i) 親会社との関係

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社であり、当社の普通株式10,403,000株(持株比率70.38%)を保有しております。当社は親会社より役員・取締役等の関係があります。

ii) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社より監査等委員である取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しており、意思決定手続きの正当性については問題ないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社は、駅ビル・ショッピングセンターを中心としたテナント出店及び路面店を展開し、インテリア雑貨（テーブル、座イス、フレーム、時計、収納、スツール等）、生活雑貨（マグカップ、ボトル、和洋食器、弁当箱、エプロン、マット、カバーリング、パジャマ、ルームウェア、タオル等）を中心に各種雑貨商品を直営店舗で販売する小売専門店及び当社とフランチャイズ契約を締結した加盟店に、同商品を卸売りするフランチャイズ事業を営んでおります。

(9) 営業所

- ① 本店 東京都品川区西五反田7丁目22番17号
- ② 営業店 直営店 129店舗
フランチャイズ店 6店舗
合計 135店舗

地区別	店舗数	直営店	フランチャイズ店
北海道・東北	7	北海道 (1) 青森県 (1) 岩手県 (1) 宮城県 (3) 山形県 (1) 福島県 (3)	
関東	55	栃木県 (3) 群馬県 (3) 茨城県 (3) 埼玉県 (9) 千葉県 (9) 東京都 (17) 神奈川県 (11)	
中部・東海	23	新潟県 (2) 富山県 (1) 長野県 (2) 山梨県 (1) 岐阜県 (2) 静岡県 (6) 愛知県 (3) 三重県 (2) 石川県 (1)	愛知県 (3)
近畿	19	滋賀県 (2)	

地区別	店舗数	直 営 店	フランチャイズ店
		京都府 (2) 大阪府 (8) 兵庫県 (6) 奈良県 (1)	
中国・四国	12	岡山県 (3) 広島県 (3) 山口県 (1) 徳島県 (1) 香川県 (2) 愛媛県 (1) 高知県 (1)	
九州	19	福岡県 (8) 長崎県 (3) 大分県 (1) 熊本県 (3) 宮崎県 (1)	大分県 (3)
合 計	135	129	6

(注) 上記店舗数には短期契約である催事店舗を含んでおります。

(10) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男子	13	3(減)	44.3	15.5
女子	112	9(減)	39.3	15.2
合計または平均	125	12(減)	40.2	15.2

(注) 上記従業員数には臨時従業員（アルバイト・パートタイマー）を含んでおりません。

なお、臨時従業員は370名（月165時間換算）であります。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	861
株式会社横浜銀行	679
株式会社商工組合中央金庫	525

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,420,000株
 (2) 発行済株式の総数 15,000,000株
 (3) 株主数 5,409名
 (4) 大株主

株主名	株式数	持株比率
	千株	%
RIZAP グループ株式会社	10,403	70.38
株式会社パスポートライフ	750	5.07
村田 稔	114	0.77
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	60	0.40
水野 由美子	53	0.36
大竹秀達	53	0.35
林口 悟	50	0.33
菊川 和 紘	41	0.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	40	0.27
広瀬 薫	35	0.24

(注) 持株比率は自己株式(219,025株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柘 植 圭 介	営業本部長兼商品部長兼店舗開発統括部長
取締役	島 田 直 昭	経理財務部長
取締役	塩 塚 哲 也	管理部長
取締役	高 橋 究	取締役
取締役 (常勤監査等委員)	田 中 弘 之	
取締役 (監査等委員)	小 島 茂	有限会社プラン・ドゥ・シー代表取締役 ヒューマンテラス株式会社取締役 株式会社ウィル取締役 堀田丸正株式会社社外取締役 株式会社ワンダーコーポレーション社外取締役

		(監査等委員)
取締役 (監査等委員)	村 瀬 功	セキスイハイム中部入社 株式会社興和工業所入社 株式会社フジキカイ入社 RIZAP グループ株式会社入社 RIZAP グループ株式会社社長室室長補佐

- (注) 1. 2020年6月30日開催の第52回定時株主総会において、高橋究氏は取締役に選任され、就任いたしました。
2. 2020年6月30日開催の第52回定時株主総会において、村瀬功氏は監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
3. 松川誠志氏は、2020年6月30日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役に辞任いたしました。
4. 社外取締役田中弘之及び小島茂の両氏と当社との間には、特別の関係はありません。
5. 取締役田中弘之及び小島茂の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、両氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、田中弘之氏を常勤の監査等委員に選定しております。
7. 監査等委員小島茂氏は、社会保険労務士の資格を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役 (監査等委員を除く)	3名	30,000千円
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	2名 (2名)	7,800千円 (7,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	2名 (2名)	1,800千円 (1,800千円)
合 計	5名	37,800千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は、取締役（監査等委員を除く）4名、取締役（監査等委員）3名で

あります。なお上記の支給人数とお相違は、無報酬の取締役1名、取締役（監査等委員）がのべ2名存在していることによるものであります。

(4) 社外取締役（監査等委員）に関する事項

① 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (常勤監査等委員)	田 中 弘 之	当期開催の取締役会には、20回中20回、また監査等委員会13回中13回に出席し、主に企業経営に関する豊富な知識・見地から適宜発言を行なっております。
社外取締役 (監査等委員)	小 島 茂	当期開催の取締役会には、20回中20回、また監査等委員会13回中13回に出席し、主に社会保険労務士としての豊富な知識・見地から法令を踏まえた客観的視点で適宜発言を行なっております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が田中弘之氏2回、小島茂氏2回ありました。

② 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、「(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。

③ 親会社等または親会社等の子会社から当期において役員として受けた報酬等の総額
当期において、社外取締役（監査等委員）が、役員を兼任する親会社等または親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は3,600千円であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当期に係る会計監査人としての報酬等の額	20 百万円
2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20 百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適確性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、当社は 2017 年 6 月 22 日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから、内部統制システム構築の基本方針を改定しております。改定後の決議内容の概要は以下のとおりであります。

(2) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、経営理念に基づき「コンプライアンス基本方針」を制定し、法令・定款・社内規程を遵守することを徹底する。
- 2) 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めることにより、その実効性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」及び「秘密情報管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- 2) 取締役及び監査等委員である取締役は、必要ある場合はこの規程に基づき、文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクマネジメントの確立に向けて、当社をとりまくリスクを想定し、リスクの予防及び危機発生時の迅速、的確な対応ができる組織、体制、規程等を整備する。
- 2) 新たに生じたリスクもしくは重大なリスクが予見された場合は、取締役会において速やかに担当取締役を選任し、対応責任者として必要な対策を講じる。
- 3) 組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応については、管理部を主管部門とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 取締役会は経営方針を機軸に年度計画及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役

はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行なう。

また、目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行なう。

- 2) 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。
 - 3) 取締役会機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・常勤の監査等委員である取締役・その他検討事項に応じて責任者等が出席する経営会議を毎週1回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し、慎重な意思決定を行なう。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 使用人が法令・定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範となる「コンプライアンス基本方針」を制定し、コンプライアンスの強化のための指針とする。
 - 2) 内部監査室はコンプライアンスの状況を定期的に監査し、経営会議、取締役会（監査等委員である取締役含む。）に報告する。
 - 3) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見し、それを告発しても、不利益な扱いを受けない内部通報制度を構築する。
- ⑥ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査等委員である取締役は、内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとする。
 - 2) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議のうえ指名することができる。
 - 3) 指名された使用人への指揮権は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、他の取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制
- 1) 代表取締役、担当取締役は、取締役会、経営会議等の会議において、担当業務の執行状況を随時報告する。
 - 2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査等委員である取締役に対し速やかに報告する。
また、内部監査の実施状況、内部通報による通報状況についても適宜報告する。
- ⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- 1) 監査等委員である取締役全員によって構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役及び監査等委員会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行なう。
 - 2) 監査等委員である取締役は、内部監査室による内部監査の実施計画について事前に説

明を受け、調査等を求めることができる。監査等委員である取締役は必要に応じ内部監査室と連携・情報交換して職務に当たると共に、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換を行ない、効率的な監査を実施する。

- 3) 監査等委員である取締役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針とする。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

i) 社内規則の整備状況

反社会的勢力との対応を「コンプライアンス基本方針」に基づく「行動基準」に定める。

ii) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

管理部を反社会的勢力対応の総括部署として、事案により関係する部署が窓口となり対応するものとする。

iii) 外部の専門機関との連携状況

定期的な警察署への訪問・連絡等を行ない、緊急時における警察への通報、弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携を図ることで反社会的勢力対応を行なう。更に、「特殊暴力防止対策連合会」等に加盟し、不当要求等への対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を行ない、万一に備えた体制強化を図る。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、会計監査人を設置し、「財務報告の基本方針」に基づき金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行なう。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づいた運用状況の概況は、以下のとおりであります。

- (1) 主な会議の開催状況として、取締役会は20回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査等委員会は13回、経営会議は49回開催いたしました。上記のほかに、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画等に基づき、常勤の監査等委員は重要な会

議に出席するほか、内部監査部門を通じて各部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

さらに、監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針・監査計画並びに日程等について意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施上の問題点などについても情報交換を行い、会計監査人と相互連携を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び数量については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率及び1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、小数点第2位未満を四捨五入しております。

2021年6月24日

第53期個別計算書類

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

東京都品川区西五反田7丁目22番17号
株式会社HAP i NS

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,711,132	流動負債	2,751,371
現金及び預金	990,145	支払手形	49,532
売掛金	367,356	電子記録債務	247,935
商品	1,200,375	買掛金	88,446
未着商品	14,344	1年内償還予定の社債	30,000
貯蔵品	11,387	短期借入金	1,424,660
前払費用	32,339	1年内返済予定の長期借入金	293,500
未収入金	56,378	リース債務	53,780
その他	38,804	未払金	65,418
固定資産	2,099,754	1年内支払予定の長期未払金	26,403
有形固定資産	1,010,145	未払費用	239,764
建物	744,819	未払法人税等	28,219
工具、器具及び備品	249,771	未払消費税等	87,020
土地	15,554	預り金	72,697
無形固定資産	56,520	賞与引当金	24,102
ソフトウェア	55,771	資産除去債務	17,690
電話加入権	748	その他	2,200
投資その他の資産	1,033,087	固定負債	1,631,176
投資有価証券	1,279	社債	30,000
出資金	100	長期借入金	903,880
長期前払費用	7	リース債務	115,948
敷金及び保証金	1,031,701	長期未払金	27,889
		繰延税金負債	31,118
		退職給付引当金	219,761
		資産除去債務	296,578
		長期預り保証金	6,000
		負債合計	4,382,548
		(純資産の部)	
		株主資本	428,050
		資本金	100,000
		資本剰余金	716,354
		資本準備金	716,354
		利益剰余金	△388,303
		その他利益剰余金	△388,303
		繰越利益剰余金	△388,303
		評価・換算差額等	287
		その他有価証券評価差額	287
		純資産合計	428,338
資産合計	4,810,886	負債及び純資産合計	4,810,886

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,834,130
売 上 原 価		2,673,917
売 上 総 利 益		4,160,213
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,820,831
営 業 利 益		339,381
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
受 取 配 当 金	61	
破 損 商 品 等 弁 償 金	1,978	
保 険 配 当 金	71	
雑 収 入	11,069	13,184
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	48,828	
社 債 利 息	327	
支 払 手 数 料	3,408	
為 替 差 損	232	
雑 損 失	331	53,128
経 常 利 益		299,436
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	59,921	59,921
特 別 損 失		
臨 時 休 業 に よ る 損 失	153,348	
固 定 資 産 除 却 損	16,246	
店 舗 閉 鎖 損 失	20,095	
減 損 損 失	108,794	298,485
税 引 前 当 期 純 利 益		60,872
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27,800	
法 人 税 等 調 整 額	△9,256	18,543
当 期 純 利 益		42,329

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	716,354	716,354
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			—
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	100,000	716,354	716,354

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	△370,051	△370,751	△60,580	385,721
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	42,329	42,329		42,329
自己株式の消却	△60,580	△60,580	60,580	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—		—
当 期 変 動 額 合 計	△18,251	△18,251	60,580	42,329
当 期 末 残 高	△388,303	△388,303	—	428,050

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	97	97	385,819
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		—	42,329
自己株式の消却		—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	189	189	189
当 期 変 動 額 合 計	189	189	42,518
当 期 末 残 高	287	287	428,338

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

商 品……………総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未 着 商 品……………個別法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法による原価法

(2) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………10年～27年

工具、器具及び備品……………5年～8年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

(イ) リース資産以外の無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額から特定退職金共済制度からの支給見込額を控除した額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類作成の基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

(遵守事項)

当社は、短期借入金のうち、動産担保融資契約に基づく600,000千円には遵守事項があり、その内容は次のとおりであります。

(1)各事業年度末時点での貸借対照表における純資産額を2009年2月期決算期末時点の金額の75%以上(761,568千円以上)に維持すること。

(2)各事業年度末時点での貸借対照表における棚卸資産の回転月数を2.0ヶ月以下に維持すること。

(3)各事業年度末時点での経常利益について、2期連続でマイナスとしないこと。

当期末においては、これらの遵守事項の一部に抵触いたしますが、取引銀行からは上記状況を認識いただいた上で、既存借入金の融資継続に応じていただいております。

(財務制限条項)

当社は、長期借入金のうち、シンジケートローン(コミットメント期間付タームローン)契約(期末残高370,500千円)には財務制限条項が付されております。その内容は次のとおりであります。

(1)2019年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2018年3月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(2)2019年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常利益が2期連続して損失とならないようにすること。

当期末においては、これらの財務制限条項の一部に抵触いたしますが、取引銀行からは上記状況を認識いただいた上で、既存借入金の融資継続に応じていただいております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する可能性を考慮しつつ、少なくとも2021年夏頃までは売上高の減少などの影響は継続し、その後年度末にかけて緩やかに回復していくものと想定して、緊急事態宣言解除後の売上高の回復状況も踏まえながら、会計上の見積りを慎重に行い、減損損失の計上等の会計処理に反映しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、店舗の来店客数の減少や店舗の休業・営業時間の短縮等が発生したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いことから、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日)を当事業年度より適用し、(重要な会計上の見積り関係)を開示しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

繰延税金負債 31,118 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産及び繰延税金負債の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積もりと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、計上される繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損処理

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

減損損失 108,794 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、店舗に係る設備や備品をはじめとする多額の有形固定資産を保有しており、店舗の収益性が低下するなど、固定資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損処理を行っております。回収可能価額の評価にあたっては、資産グループの割引将来キャッシュ・フロー等様々な仮定を用いて合理的に見積りを行っております。将来、地価等の大幅な下落や当社を取り巻く競争環境の激化等、想定を上回る変化が生じた場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。

3. 資産除去債務

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

資産除去債務 314,268 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産除去債務の認識は、店舗の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務等の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した原状回復費用の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、資産除去債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産及び担保付債務

(1) 担保資産の内容及びその金額

建	物	23,107千円
土	地	15,554千円
敷金及び保証金		112,894千円
商	品	1,129,917千円
合	計	1,281,473千円

(2) 担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	214,617千円	
短期借入金	1,050,000千円	
長期借入金	501,643千円	
合	計	1,766,260千円

担保に供している資産のうち、建物、土地には銀行取引に係る根抵当権が、敷金及び保証金には銀行取引に係る根質権が設定されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,898,578千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権

売掛金	101千円
未収入金	306千円
立替金	21,203千円

金銭債務

電子記録債務	22,848千円
未払金	1,471千円

(損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額
 売上原価 7,112千円

2. 関係会社との取引高
 売上高 5,075千円
 販売費及び一般管理費 18,316千円

3. 減損損失

当期において、当社は以下のグループについて、減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (千円)
11店舗 (茨城県・東京都・神奈川県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	44,232
4店舗 (石川県・静岡県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	8,801
4店舗 (滋賀県・大阪府・兵庫県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	13,828
7店舗 (広島県・徳島県・香川県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	38,385
3店舗 (佐賀県・宮崎県・長崎県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	3,545
計			108,794

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位としております。

店舗については、営業活動による収益が継続して損失となる店舗を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、店舗に係る回収可能価額は使用価値により算定しており、上記の店舗について将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零として評価しております。

その内訳は次のとおりであります。

建 物 96,673千円
 工具、器具及び備品 12,120千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当 期 首 株 式 数	当 期 増 加 株 式 数	当 期 減 少 株 式 数	当 期 末 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	15,000,000	—	219,026	14,780,974	
自己株式					
普通株式	219,026	—	219,026	—	

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	8,336千円
退職給付引当金	76,015千円
減損損失	64,132千円
商品評価損	2,460千円
資産除去債務	108,705千円
繰越欠損金	669,601千円
その他	5,712千円
繰延税金資産小計	934,964千円
評価性引当額	△909,644千円
繰延税金資産合計	25,320千円

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用	△56,286千円
その他有価証券評価差額金	△151千円
繰延税金負債合計	△56,438千円
繰延税金資産の純額	△31,118千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、長期資金として銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金調達しております。また、設備資金としてリース及び割賦による資金調達を行っております。なお、当社はデリバティブ取引については、投機的な取引は行ないません。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されていますが、適時に資金収支の見込みを作成して管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	990,145	990,145	—
(2) 売掛金	367,356	367,356	—
(3) 未収入金	56,378	56,378	—
(4) 投資有価証券 其他有価証券	1,279	1,279	—
(5) 敷金及び保証金	1,031,701	1,029,478	△2,222
資産計	2,446,859	2,444,637	△2,222
(1) 支払手形	49,532	49,532	—
(2) 電子記録債務	247,935	247,935	—
(3) 買掛金	88,446	88,446	—
(4) 短期借入金	1,424,660	1,424,660	—
(5) 未払金	65,418	65,418	—
(6) 未払法人税等	28,219	28,219	—
(7) 未払消費税等	87,020	87,020	—
(8) 社債(*1)	60,000	60,404	404
(9) 長期借入金(*2)	1,197,380	1,196,702	△677
(10) リース債務(*3)	169,729	169,580	△148
(11) 長期未払金(*4)	54,292	54,269	△22
負債計	3,472,634	3,472,190	△444

(*1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 1年以内のリース債務を含めております。

(*4) 1年内支払予定の長期未払金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、貨幣の時間価値を反映した無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

負債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規調達を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(10) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(11) 長期未払金

長期未払金の時価については、元利金の合計額を、新規に割賦契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	RIZAP グループ株式会社	東京都 新宿区	19,200,445	持株会社	(被所有) 直接70.39	役員 の兼任	商品の販売	230	売掛金	39
							当社銀行借入、社債に対する債務保証 (注)1	1,517,040	—	—
							当社リース債務に対する債務保証 (注)1	150,625	—	—
							当社割賦債務に対する債務保証 (注)1	54,292	—	—

- (注) 1. 当社は、金融機関からの一部の借入、社債及び一部のリース契約、割賦契約に対し、親会社のRIZAPグループ株式会社より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引金額は、期末借入金残高、期末リース債務残高及び期末割賦債務残高を記載しております。また、当該債務保証につきましては、保証料の支払を行っておりません。
2. 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
商品の販売等については、価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	28円98銭
2. 1株当たり当期純利益	2円86銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	42,329千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	42,329千円
普通株式の期中平均株式数	14,780,974株

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令等による影響)

2021年4月に発令された新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置、それに伴う一部地方自治体の要請等に基づき、一部店舗において営業の休止等を実施しております。

なお、当該措置が翌事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響について、現時点で合理的に算定することは困難であります。

独立監査人の監査報告書

2021年6月8日

株式会社 HAPiNS
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員

公認会計士

矢崎 英城 ㊞

業務執行社員

指定社員

公認会計士

木全 計介 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社HAPiNSの2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年6月8日

株式会社 HAPiNS
監査役 田中弘之 殿

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員

公認会計士

矢崎 英城 ㊞

業務執行社員

指定社員

公認会計士

木全 計介 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社HAPiNSの2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私、監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

2021年6月22日

株式会社HAPINS

常勤監査役 田中弘之

